すこやか笑顔と健康を守る

国保だより

NO.88

発行：野田市 国保年金課　☎7125-1111 内線3115～3121　平成28年12月1日

平成27年度

国保特別会計の運営状況について

国民健康保険（国保）は職場などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方を対象とした医療保険で、加入者のみなさんに納めていただく国保税と国・県の負担金や交付金などを財源として、市が運営をしています。

国保運営の現状

平成27年度の国保財政は、加入者の高齢化、医療の高度化等による支出の増加と、所得の低迷による国保税の減少により、収支バランスが不安定な状況となっています。

歳入の総額は約233億9千万円で、加入者のみなさんに納めていただいた国保税は、全体の20％の約47億5千万円を占め、被保険者数の減により前年度に比べ、約2億3千万円の減収となりました。

歳出の総額は約224億1千万円で、主な支出は、保険給付費の139億1千万円で、支出全体の62％を占めています。これは、病気やけがをした際に保険者負担分として、医療機関に支払いをした金額で、前年度に比べ、約5億円増加しています。また、後期高齢者医療制度への支援金は約26億3千万円で前年度と同水準です。

歳入総額：233.9億円

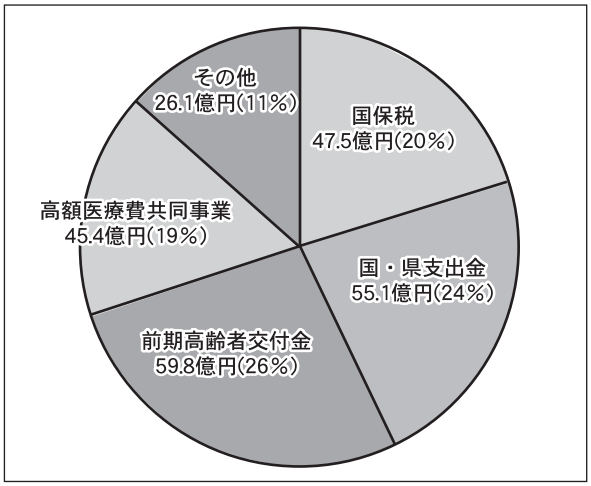

歳出総額：224.1億円

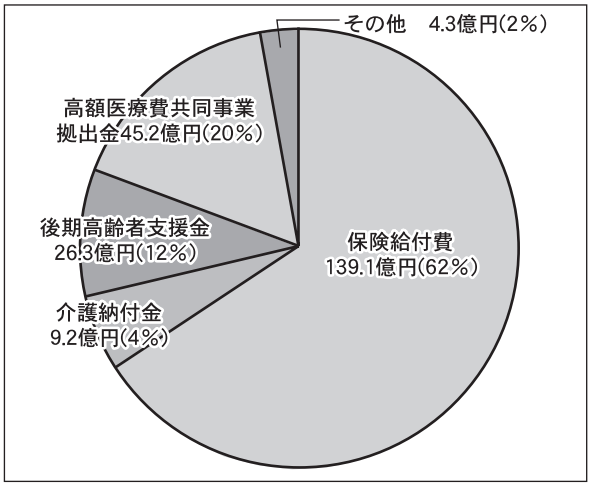

このように支出は増加傾向にありますが、予算の範囲内であったことや、国の特別調整交付金が見込より多く交付されたことなどから、平成27年度の実質収支は黒字となりました。

今後も高齢化が一層進み、医療費は増加する見通しで、国保財政の安定化は重要な課題となっています。28年度については、繰越金及び財政調整基金を活用することで、事業運営ができるものと見込んでおりますが、医療費の増加がこのまま続いた場合は、今後の国保財政に影響が出ることも考えられることから、国保運営協議会において、今後の対応等について審議をお願いしていきます。

国保財政の安定化に向けて

国保税の収納対策、特に収納率の向上は、国保財政安定のためだけではなく、加入者間の負担の公正性を保つためにも重要です。このため、日曜夜間の納付相談窓口の開設、滞納者に対する給与や預金等の差押等を積極的に実施しています。

また、医療費の適正化を図るため、保健事業（特定健診・特定保健指導等）に積極的に取組み、疾病の予防、早期発見、早期治療といった健康管理やジェネリック医薬品の利用を促進するなど、医療費の節約を図ることに重点をおいた取組みを行っています。

柔道整復師による施術を受ける方へ

近年、接骨院や整骨院等が皆さんの身近にあり、気軽にご利用になる方が多くなってきていますが、施術を受ける場合、健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」が決められています。

柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただいた上で、施術を受けていただきますようお願いします。

■健康保険が使えるもの
（一部自己負担）

○骨折、不全骨折、脱臼
（医師の同意書が必要です。但し、応急手当の場合は不要）
○急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷（肉離れなど）

■健康保険が使えないもの
（全額自己負担）

×日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり
×スポーツなどによる肉体疲労
×病気（神経痛・五十肩・ヘルニア等）からくる痛み
×脳疾患後遺症などの慢性病

■治療をうけるときの注意

①負傷原因を正確に伝えてください。

負傷原因が外傷性でない場合や労働災害・通勤災害の場合は、健康保険が使えません。どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えましょう。

②療養費支給申請書には、内容を確認してから必ず自分で署名又は捺印してください。

③施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう。

症状の改善が見られない場合、内科的要因も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

第三者行為によるけが
国保保険証を使用するには届出が必要です

交通事故など、第三者（加害者）の行為が原因で負傷したときの治療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届出をすることによって国保で治療を受けられます。

この場合、国保がその治療費の保険給付分（7～9割）を一時的に立て替えて医療機関に支払い、後からその保険給付費を加害者に請求することとなります。

交通事故にあったときは、まず落ち着いて行動し、必ず警察に連絡しましょう。そして、国保で治療を受ける場合には、必ず市役所に届出をしてください。

なお、加害者との話し合いがついて示談をすると、その示談の内容が優先されるため、国保で立て替えた保険給付費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、必ず示談の前に市役所へご連絡ください。

■届出に必要なもの

◇第三者行為による傷病届
◇交通事故証明書
◇披保険者証
◇印鑑
◇運転免許証

■国保保険証が使えないとき

次のようなときは、国保で治療を受けることができませんのでご注意ください。

◇業務上（仕事、通勤上）の病気やケガ。この場合は、雇用主や労災保険での対応となります。
◇飲酒運転、無免許運転などの悪質な法令違反に伴う交通事故でのケガ
◇ケンカ、泥酔など著しい不行跡によるケガや病気
◇麻薬中毒、自殺などの犯罪や故意による病気やケガ
◇医師の指示に従わなかったとき
◇病気とみなされないもの

医療費を大切に
～医療費節約のポイント～

◆かかりつけ医を持ち「はしご受診」や「重複受診」をしないようにしましょう

「はしご受診」や「重複受診」は受診するたびに自己負担金を支払うことになります。

また、薬の重複使用等で体にも悪影響を及ぼします。

◆緊急時以外は診療時間内に受診しましょう

診療時間外に受診すると加算料が加算されたりするため、医療費が高くなり、自己負担金が増えてしまいます。

◆領収書・明細書は保管しましょう

どんな医療行為を受け、それによりいくらの医療費がかかったのかを知ることができ、請求間違いなどにも気がつきやすくなります。

◆ジェネリック医薬品を活用しましょう

生活習慣病（脂質異常症や高血圧症、糖尿病など）などの慢性的な病気で、長期間に薬の服用が必要な人の場合は、薬剤の自己負担金が大きく減額されます。

また、初めて使用するお薬が長期間出された場合、ご自身の体質などをお医者さんとよく相談し、体質に合わない可能性のあるお薬は、短期間で出してもらうなど、不要なお薬が出ないように注意しましょう。

国保に加入するとき やめるときの手続は14日以内に

退職などで職場の健康保険をやめたときは『国保に加入する届出』、就職などで他の健康保険に加入したときは『国保をやめる届出』が必要です。

■国保に加入する届出が遅れると…

国保税は、加入の届出を行った日ではなく、国保の資格を取得した日（職場の健康保険をやめた翌日）からさかのぼって納めていただくことになります。

届出をしない間は保険証がないため、その間にかかった医療費は、やむを得ない場合を除き、全額自己負担になってしまいます。

届出をするとき	届出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書または退職証明書など ・届出者本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ・個人番号の分かるもの（加入する方全員分） ・年金手帳
職場の健康保険に加入したとき	・国保の保険証 ・職場の健康保険証（未交付の場合は加入したことを証明するもの） ・個人番号の分かるもの

■国保をやめる届出が遅れると…

やめる届出をするまでの間は、国保の加入者として国保税の納付をしてしまい、健康保険料と二重に納めてしまうことがあります。

なお、国保をやめた日は、職場の健康保険証が交付された日ではなく、健康保険の資格を取得した日の翌日となります。職場の健康保険証が手元に届くまでの間に医療機関等を受診したい場合は、職場にご相談ください。うっかり国保の保険証で医療機関等を受診してしまった場合は、国保が負担した医療費を後で返還していただくことになります。

※国保税は、やめる届出を行った後に再計算し、変更になる場合は翌月以降に変更通知を郵送します。

【保険証を使うときの注意事項】

○医療機関等で受診される場合は、必ず保険証を窓口に提示してください。

○保険証の記載事項に変更があったときは14日以内に保険証を添えて、市役所へ届け出てください。

○交通事故などで保険証を使用するときは、必ず届け出てください。

○不正に保険証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受ける場合があります。

還付金詐欺にご注意を

野田市内にお住まいの方に、市役所等の職員を名乗る者から、「国民健康保険の還付の通知を送付している。」などの偽りの内容の電話がかかってきています。

市から、電話で「キャッシュカード等の番号や暗証番号を尋ねる」、「ＡＴＭの操作を求める」ことは**絶対にありません。**

電話の指示どおりに操作をすると、自分の口座から犯人にお金を振り込んでしまいます。ＡＴＭに誘導するような電話は詐欺ですので絶対に電話の指示に従うようなことはしないでください。

不審な電話や郵便などがあった場合には、要求に従わずに、すぐに警察、又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルにご相談ください。相談専用ダイヤルは、フリーダイヤルで通話料金はかかりません。

年度の途中で加入・脱退した場合

年度の途中で加入世帯に異動があった場合の国保税は、月割りで計算し直し通知します。

年度の途中で国保に加入した場合
年間国保税 × 資格を得た月から3月までの月数 / 12

年度の途中で国保を脱退した場合
年間国保税 × 4月から資格喪失月の前月までの月数 / 12

こくほ博士の国保ぷち講座

誰が国保税を納めるの？ の巻

Q　こくほ博士、僕のお父さんは会社の健康保険に入っているのに、国保からお父さんの名前の納税通知書が届いたんだよ。間違っているのかな？

A　国保は、世帯主が職場の健康保険に加入している場合でも、同じ世帯の家族に一人でも国保加入者がいれば、納税義務者は「世帯主」の方になるのじゃ。間違いではないぞ（擬制世帯といいます）。

確定申告時の社会保険料控除用に「納付済額のお知らせ」を郵送します

領収証書の添付は必要ありません

確定申告等の社会保険料控除として、前年の1月1日から12月31日までに納付した国保税も控除の対象となり、所得金額から差し引くことができます。

口座振替の場合は預貯金通帳で、金融機関やコンビニで納付書にて納付いただいた場合はお手元に保管されている領収証書で、また年金からの特別徴収の場合は公的年金等の源泉徴収票にて確認の上、平成28年中に納付した合計額を申告書に記入してください。

なお、申告書には領収証書等の証明書類の添付は必要ありません。

◆控除を受けられる方

国保税を納付された方が控除を受けられますが、納付方法により取扱いが異なります。

○特別徴収(年金から天引き)の場合
・国保税が特別徴収されている年金を受給している世帯主の方

○普通徴収
(納付書又は口座振替で納付)の場合
・実際に国保税を負担した方

「納付済額のお知らせ」を郵送します

納付済額を確認いただけるよう、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額のお知らせを郵送します。

口座振替や金融機関・コンビニで納付いただいた方に1月末頃発送する予定です(一部、年金天引きによる特別徴収の方も含みます)。

特別徴収のみの方は、年金支払者から交付される「公的年金等の源泉徴収票」によりご確認ください。

「納付済額のお知らせ」が届く前に知りたいとき

市では、国保税の平成28年中の納付額の確認を希望する方に、窓口にて納付済額確認書を交付しています(無料)。

※窓口が混雑することもありますので、できるかぎり「納付済額のお知らせ」をご利用ください。

◆納付済額確認書の交付を受けられる人

同一世帯員以外の代理の方がこの確認書の交付を受ける場合は、委任状が必要になります。

また、電話による納付額の問合せについては、本人又は同一世帯員であるかどうかの確認をさせていただいた上で、折り返しの電話にてお知らせします。本人確認ができない場合には、お知らせできません。

◆納付済額確認書交付窓口

国保年金課(介護保険料は介護保険課)・関宿支所・各出張所

※後期高齢者医療保険料についても、各窓口にて交付します。

※納付済額確認書の郵送は行っていません。

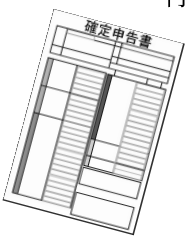

国保税は納期内に納付を　納付相談窓口等のご案内

仕事などで平日の昼間にご来庁いただけない方のため、市税等の納付受付及び納付相談窓口を開設しています。

【納付相談等窓口・日時】

市役所2階収税課
平日8時30分～20時(祝日除く)
日曜日8時30分～17時15分

関宿支所1階収税課
平日8時30分～17時15分(祝日除く)

※土曜日・年末年始は除きます。

国保税の納付は便利な口座振替で!!

口座振替(自動振込)は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配がなく便利です。

納税通知書に綴られた専用はがきか、市内金融機関と収税課窓口にある「野田市市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。

【申し込みの際の注意事項】

・預貯金通帳と届出印を持参してください。
・納税義務者は世帯主です。
・口座振替は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。

全国のコンビニ等でも国保税の納付ができます

納付書が1枚ずつ分かれていますので、納付の際は納期や金額、期別をよくご確認の上納付してください。ただし、納期限を過ぎた納付書はコンビニ・ゆうちょ銀行では使用できませんのでご注意ください。

なお領収証書は大切に保管してください。